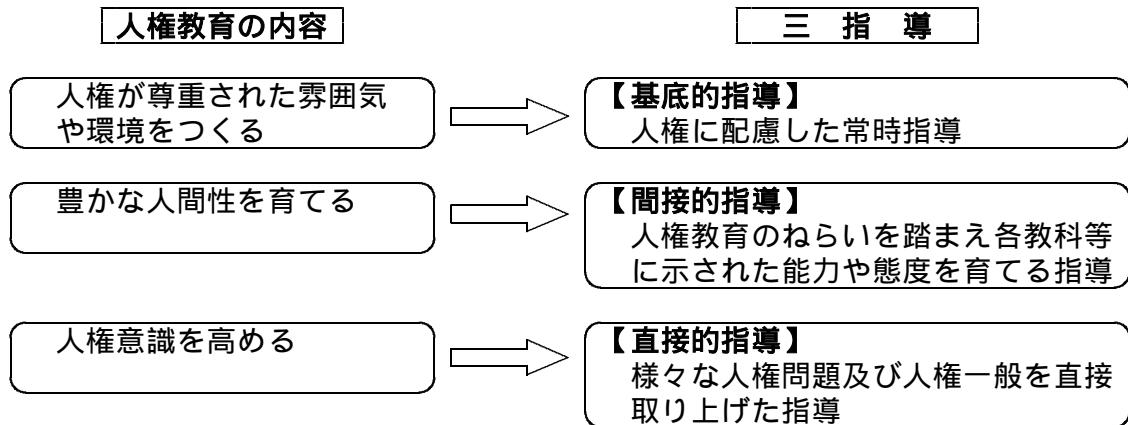


Q5：基底の指導では、どのようなことに配慮して指導すればよいか。また、直接的指導を行う際、どのような配慮や指導が必要か。

A： 人権教育をどのような方法で実践に結び付けていくかという指導の構想として、基底の指導、間接的指導、直接的指導がある。まず、人権教育の三つの内容と三指導との関連を確認したい。



各学校においては、教育活動全体を通して基底の指導の充実を図るとともに、直接的指導については、各教科等の特質や児童生徒の発達段階に応じて人権問題に関連する学習内容や学習活動の一覧を作成し、意図的、計画的に行う必要がある。

< 基底の指導の具体例 >

- ア ものの見方や考え方の違いを受け入れられる受容的な雰囲気をつくりだすこと。
- イ 安心して自分の考えを表現できる温かな雰囲気をつくりだすこと。
- ウ 友達の発表や発言を最後まで聞くことができるようにすること。
- エ 個々のよさや努力を互いに認め合えるようにすること。
- オ 弱い立場にある者に対して、温かく思いやりをもって接することができるようにすること。
- カ みんなで協力して学習できるようにすること。
- キ 誰に対しても、分け隔てなく接することができるようにすること。
- ク 相手の心を傷つけることを言ったり、冷やかしたりしないようにすること。

< 直接的指導の配慮事項 >

【事前】

教師の正しい認識と指導観の確立
基底の指導と間接的指導の充実
発達段階に応じた直接的指導の設定
新しい研究成果の活用と学習方法の工夫
保護者との連携
教職員の共通理解と連携

【事中】

差別は解消できるという指導
様々な人権問題に対する認識を深め、明るい展望のもてる指導
生きる希望や勇気をもてる授業
共感的理解を深める指導
差別的な用語を使用しない指導

【事後】

差別的な用語の一人歩きをチェック
変容に対する素早い対応

教職員間の連携
指導内容・指導方法の見直し

